

## 「パパ育休」活用してますか？

子育てと仕事の両立を  
より充実させるために考えよう！

ライフサポート部  
活動報告 第84報  
職場環境を考える

男性のみなさん、「パパ育休」って知っていますか？

みなさんが結婚をし、あなたの妻が出産となる時、父親として、「男性の育休」をとるかどうかが家庭内で話をされているのでしょうか。「男性が育休なんて」と思う方もまだいるかと思います。「男性が育休をとりにくい」と思っている人もいます。「男性が育休とって何をやるの」「収入やキャリアが心配」「抜けられない仕事があるし」と感じる人もいます。そのように男性が思う事も悪いことではないです。日本における男性の社会の中での位置づけがそのように感じさせているかと思います。

みなさん朗報です！！

時代も変わり、社会的価値観も変わり、世の中も男性の味方になっています。男性は、出産を身体機能的にできませんが、生命誕生の神秘である出産に立ち会い、その後育児に積極的に携わる事ができる「男性の育休社会制度」が認められていることをご存じでしょうか。しかも令和4年10月1日から「産後パパ育休」という制度が新設され、父親にとって「ワークライフバランス」につ

いて身をもって考え、行動が出来る時代となりました。ちなみに私は育休でなく、時間休を使い、早く帰って育児にかかわるという方法とりましたが、先日私の後輩が男性の育休を取りました。自ら調べ、妻の精神的サ



ポートが出来る為の方法を見つけ、上長と相談の上、取得に至りました。復帰後の第一声は「子どもの成長を見れ、自分の役割をもって過ごせたので、妻のサポートができた実感があり、充実していた」でした。

あなたは、結婚して子どもが生まれる前、「男性の育休」について話をし、取得したいと思いませんか？

### 研修会の予告とアンケートのお願い

今年度の研修会として、男性の育児を中心とした「ワークライフバランス」である「男性の育休」について考える研修会を企画中です。

「男性の育休ってなに？」「身の回りの男性の育休を取っている人なんていない」「今の職場では、そんなに休めない」「抜けられない仕事がある」「収入を減らしたくない」「今後のキャリアへの影響は？」

男性は社会で仕事をしていると、経験のない「育休」について、知識がないことからの先入観が多いのではないのでしょうか。「産後パパ育休」はいわゆる「育休」よりも取得しやすい制度になっています。男性の為の制度です。女性の育休の話がありません。「職場で育休の話聞いたことがない」という方も多いと思います。それは、そのような話を男性があまり積極的にしていないのもあるかと思います。

支援制度について正しく知り、実際に活用しているパパPTの体験談をきいて、自分の人生を有意義なものにしませんか。ご案内ができるようになりましたら、HPや県士会のLINEでお知らせします。LINE登録がまだの方は登録（ID：@720prcny）をお願いします。

## ~~~~アンケートのお願い~~~~

研修会に向けて、あなたの「パパ育休」に関する意識について調査させて下さい。

1～数分で回答できます。情報は個人が特定できないように配慮して取り扱います。QRコードあるいは下記の URL から Google フォームにアクセスしてお答え下さい。

ご協力お願いいたします。

アンケート→ [https://docs.google.com/forms/d/13s\\_UlmLcah1xbvfHAdU8xgORexjPmVn9tVwwfIXF5p0/edit](https://docs.google.com/forms/d/13s_UlmLcah1xbvfHAdU8xgORexjPmVn9tVwwfIXF5p0/edit)



### 育児・介護休業法で、パパが利用できる制度

#### ●産後パパ育休

産後のママの体調が戻りきらない期間（ママの産後休業）の8週間の間、パパが家庭を支える時間を確保するための通算4週間の休業制度。2回に分割できるので、どうしても抜けられない仕事を間に入れて取得することもできます。

#### ●（いわゆる）育休

原則、子が1歳に達する日まで（場合によっては最大2歳まで）の休業。子1人につき2回に分割可

#### ●パパ・ママ育休プラス

1歳の誕生日から2ヶ月まで育休を延長できる（育休取得期間はパパもママも原則通算1年間）

#### ●時短などの措置

3歳に満たない子の療育のために請求できる

#### ●子の看護休暇

小学校就学前まで。1年に5日まで。

#### ●時間外労働の制限、深夜労働時間の制限

小学校就学前まで。事業の正常な運営を妨げない範囲で。

\*詳しい内容や条件、その他の支援は、厚生労働省のホームページなどをご確認下さい。

ほとんどは事前申請が必要です。調べて見ると給付金や社会保険料の免除など経済的支援もありますし、保育園が決まらない、パートナーが病気などの休業延長など、柔軟なところもあります。情報収集して、パートナーと生まれてくる子どもをどのように迎えるのか計画立てて、職場には早めに相談をしていきましょう！

